

5－1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申 告 状 況				課 税 状 況						
		相 続 人 の 数		金 額		相 続 人 の 数		金 額				
		外	人 －	外	千円 －	外	人 －	外	千円 －			
取 得 財 産 価 額			8,137		375,935,492		7,057		339,040,611			
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額			280		6,852,535		254		6,561,173			
債 務 控 除 額			4,771		19,253,774		4,097		16,370,618			
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額			1,006		4,034,788		938		3,642,009			
課 税 価 格			8,178		367,569,040		7,105		332,873,175			
相 続 税 額	算 出 税 額	実	7,530		47,185,403	実	7,093		45,679,948			
	2 割 加 算 額		1,012		761,216		1,007		760,895			
	計		7,530		47,946,619		7,093		46,440,843			
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	実	283		265,333	実	271		213,413			
	配 偶 者		1,205		10,746,158		946		9,409,274			
	未 成 年 者		70		27,307		47		20,734			
	障 害 者		378		442,476		248		328,504			
	相 次 相 続		198		633,250		162		511,429			
	外 国 税 額		1		2,891		1		2,891			
	計		2,043		12,117,414		1,602		10,486,246			
差 引 税 額							6,139		35,954,597			
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額							61		295,144			
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額							5		20,478			
小 計							6,123		35,638,975			
農 地 等 納 税 猶 予 税 額							4		232,338			
株 式 等 納 税 猶 予 税 額							5		263,234			
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 額							13		259,366			
山 林 納 税 猶 予 税 額							－		－			
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額							－		－			
申 告 納 税 額	納 付 税 額									6,121		34,918,858
	還 付 税 額									21		34,820
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額						－		－				
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			3,318		153,822,000		2,734		125,982,000			

調査対象等： 「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 26 年 分	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	人 —
平成 27 年 分	7,599	346,403,297	46,872,857	12,558,798	3,036
平成 28 年 分	7,466	334,559,393	44,658,083	12,322,972	2,976
平成 29 年 分	7,852	377,475,658	59,823,588	17,936,816	3,170
平成 30 年 分	8,178	367,569,040	47,946,619	12,117,414	3,318

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 26 年 分	人 3,427	千円 227,285,951	千円 33,653,028	千円 8,094,602	人 1,207
平成 27 年 分	6,576	311,370,469	45,669,933	11,163,901	2,452
平成 28 年 分	6,486	301,912,026	43,398,327	10,925,700	2,431
平成 29 年 分	6,834	342,634,572	58,551,353	16,455,930	2,600
平成 30 年 分	7,105	332,873,175	46,440,843	10,486,246	2,734

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
平成 26 年 分	人 2,908	千円 24,922,725	人 19	千円 34,497
平成 27 年 分	5,676	33,956,271	18	20,391
平成 28 年 分	5,599	31,648,869	13	24,335
平成 29 年 分	5,845	40,514,647	15	23,617
平成 30 年 分	6,121	34,918,858	21	34,820

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数				
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
札 幌 中	99	4,864,559	37	93	4,636,945	33	82	425,083	1	3,441
札 幌 北	1,066	51,095,920	435	918	47,073,235	356	779	5,398,335	2	2,613
札 幌 南	1,074	50,954,185	446	904	45,480,241	352	780	5,311,822	2	2,263
札 幌 西	1,275	61,962,271	516	1,081	56,172,408	417	965	7,263,420	1	263
札 幌 東	651	28,622,490	271	543	25,745,484	213	470	2,635,251	1	3,026
函 館	539	23,162,641	215	449	20,733,147	171	393	1,756,140	-	-
小 樽	186	8,345,703	68	174	7,869,185	62	158	1,044,187	1	527
旭 川 中	203	9,257,332	86	182	8,337,851	73	163	1,058,892	-	-
旭 川 東	350	13,319,559	150	300	11,826,277	122	248	859,168	2	2,224
室 蘭	219	8,893,884	88	197	7,761,500	72	168	676,796	1	81
釧 路	260	10,548,327	102	229	9,425,466	87	202	873,543	1	446
帯 広	433	18,300,913	171	395	16,935,478	152	333	1,319,614	2	3,567
北 見	168	7,497,598	72	145	6,750,348	60	121	566,874	-	-
岩 見 沢	262	10,087,381	117	238	8,756,758	103	207	664,389	-	-
網 走	127	6,660,611	51	120	6,347,967	45	101	545,644	-	-
留 萌	43	2,390,219	21	41	2,266,291	19	32	279,825	1	5,989
苫 小 牧	277	12,575,997	109	255	11,716,430	95	216	1,221,733	1	26
稚 内	89	3,651,706	36	81	3,346,217	31	65	209,179	2	2,151
紋 別	92	3,205,176	35	84	2,912,655	31	62	102,549	-	-
名 寄	88	3,654,678	34	85	3,449,429	31	67	267,652	-	-
根 室	116	4,654,142	39	103	4,312,819	32	83	361,468	1	5,511
滝 川	138	5,849,461	57	114	4,939,313	44	97	508,502	-	-
深 川	69	2,179,893	28	54	1,803,035	22	47	131,064	-	-
富 良 野	86	2,753,155	29	75	2,307,037	21	63	92,902	2	2,693
八 雲	32	2,619,401	14	30	2,442,764	12	27	351,432	-	-
江 差	10	1,640,577	7	8	1,405,359	5	8	298,076	-	-
倶 知 安	59	3,349,409	26	56	3,182,487	24	49	377,151	-	-
余 市	51	1,293,928	15	50	1,273,519	14	47	91,310	-	-
浦 河	73	3,115,118	28	64	2,693,240	22	56	197,090	-	-
十 勝 池 田	43	1,062,806	15	37	970,290	13	32	29,769	-	-
合 計	8,178	367,569,040	3,318	7,105	332,873,175	2,734	6,121	34,918,858	21	34,820

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 7,104	千円 332,929,583	人 6,125	千円 35,036,404	人 2,734
	修正申告による増差額	83	287,868	106	61,437	55
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	38 △	344,276	46 △	178,983	25
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,105	332,873,175	実 6,121	34,918,858	実 2,734
過 年 分	申 告 額	237	7,828,554	219	578,183	114
	修正申告による増差額	609	6,432,218	813	1,250,177	375
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	146 △	1,508,518	187 △	382,735	90
	決 定 額	2	237,330	2	56,511	2
	計	実 982	12,989,584	実 1,208	1,502,136	実 522
合 計	申 告 額	7,341	340,758,137	6,344	35,614,587	2,848
	修正申告による増差額	692	6,720,086	919	1,311,614	430
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	184 △	1,852,794	233 △	561,718	115
	決 定 額	2	237,330	2	56,511	2
	計	実 8,087	345,862,759	実 7,329	36,420,994	実 3,256

調査対象等： 「本年分」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成29年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成30年11月1日から令和元年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成28年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 51	千円 5,650	人 -	千円 -
過 年 分	514	100,029	181	89,810	51	73,242
合 計	514	100,029	232	95,460	51	73,242

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	申 告 状 況					
	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	600	24,536,516	478,881	149,308	166,459	1,278
5 千万円 超	1,677	117,587,397	1,858,422	1,156,624	3,649,556	4,536
1 億円 "	711	96,066,680	1,695,912	1,161,039	7,321,901	2,131
2 億円 "	166	39,386,092	780,079	610,553	4,815,755	548
3 億円 "	95	36,750,196	716,654	287,852	6,542,512	304
5 億円 "	40	23,122,804	141,638	366,921	5,187,526	138
7 億円 "	17	13,144,488	224,542	133,064	3,113,553	72
10 億円 "	11	14,312,804	916,115	168,427	3,610,899	36
20 億円 "	1	2,824,453	－	－	628,243	4
30 億円 "	－	－	－	－	－	－
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	3,318	367,731,430	6,812,243	4,033,788	35,036,404	9,047

課 税 価 格 階 級	課 税 状 況					
	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	314	13,867,476	246,439	73,984	166,459	533
5 千万円 超	1,434	101,260,546	1,809,002	1,072,820	3,649,556	3,732
1 億円 "	659	89,469,239	1,686,412	1,059,711	7,321,901	1,964
2 億円 "	165	39,162,805	780,079	480,230	4,815,755	546
3 億円 "	94	36,273,015	716,654	285,852	6,542,512	303
5 億円 "	39	22,614,757	141,638	366,921	5,187,526	137
7 億円 "	17	13,144,488	224,542	133,064	3,113,553	72
10 億円 "	11	14,312,804	916,115	168,427	3,610,899	36
20 億円 "	1	2,824,453	－	－	628,243	4
30 億円 "	－	－	－	－	－	－
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	2,734	332,929,583	6,520,882	3,641,009	35,036,404	7,327

調査対象等： 「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「5－1 申告・課税状況」と「5－2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級		申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0 人のもの	1 人のもの	2 人のもの	3 人のもの	4 人のもの	5 人のもの	6 人のもの	7 人のもの	8 人のもの	9 人のもの	10 人のもの	10人超のもの
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 千万円 以下	6	153	248	149	40	3	-	1	-	-	-	-	-
5 千万円 超	9	236	504	600	241	51	20	7	3	3	1	2	
1 億円 "	4	100	160	256	122	33	15	5	8	-	2	6	
2 億円 "	-	10	38	57	40	12	4	1	-	2	1	1	
3 億円 "	-	8	24	27	26	7	1	-	-	1	-	1	
5 億円 "	-	5	9	7	12	6	-	-	-	-	-	1	
7 億円 "	-	-	2	7	4	2	1	-	-	-	-	1	
10 億円 "	-	-	2	6	1	2	-	-	-	-	-	-	
20 億円 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
30 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	19	512	987	1,109	487	116	41	14	11	6	4	12	

課税価格階級	人数	課 税 状 況											
		法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
		0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
5 千万円 以下	人 6	人 120	人 154	人 31	人 3	人 －	人 －	人 －	人 －	人 －	人 －	人 －	
5 千万円 超	9	232	451	494	179	42	14	6	2	3	1	1	
1 億円 〃	4	98	153	229	111	29	14	5	8	－	2	6	
2 億円 〃	－	10	37	57	40	12	4	1	－	2	1	1	
3 億円 〃	－	7	24	27	26	7	1	－	－	1	－	1	
5 億円 〃	－	4	9	7	12	6	－	－	－	－	－	1	
7 億円 〃	－	－	2	7	4	2	1	－	－	－	－	1	
10 億円 〃	－	－	2	6	1	2	－	－	－	－	－	－	
20 億円 〃	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	
30 億円 〃	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
50 億円 〃	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
70 億円 〃	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
100 億円 〃	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合 計	19	471	832	858	377	100	34	12	10	6	4	11	

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	138	898,925	118	691,417
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	345	4,239,799	298	4,031,107
	宅地（借地権を含む。）	2,743	67,066,993	2,236	60,964,363
	山林	378	1,486,941	325	1,400,395
	その他の土地	686	4,114,365	578	3,884,141
	計	実 2,834	77,807,025	実 2,310	70,971,423
家屋、構築物		2,646	23,193,995	2,158	20,047,453
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	196	715,369	147	564,418
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	34	152,214	23	71,733
	売掛金	59	165,548	47	125,699
	その他の財産	145	1,276,235	112	1,157,737
	計	実 301	2,309,367	実 231	1,919,587
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	473	17,677,029	411	16,771,709
	同上以外の株式及び出資	1,501	13,694,310	1,276	12,237,413
	公債及び社債	329	6,299,060	287	5,804,832
	投資・貸付信託受益証券	707	12,649,106	605	11,464,455
	計	実 1,997	50,319,505	実 1,686	46,278,409
現金、預貯金等		3,301	164,926,592	2,727	148,908,476
家庭用財産		1,566	656,565	1,301	536,281
その他の財産	生命保険金等	950	22,191,595	809	19,397,943
	退職手当金等	203	5,420,717	158	4,871,330
	立木	96	232,159	86	215,468
	その他の	2,567	28,969,909	2,142	25,874,178
	計	実 2,733	56,814,379	実 2,276	50,358,919
合 計		実 3,318	376,027,429	実 2,734	339,020,548
相続時精算課税適用財産価額		218	6,812,243	195	6,520,882
債務等	債 務	2,703	13,544,872	2,258	11,599,300
	葬式費用	3,145	5,597,157	2,609	4,653,556
	計	実 3,230	19,142,029	実 2,678	16,252,856
差引純資産価額		3,318	363,697,642	2,734	329,288,574
暦年課税分贈与財産価額		574	4,033,788	523	3,641,009
課税価 格		3,318	367,731,430	2,734	332,929,583

調査対象等： 「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告による課税実績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年10月31日までの申告による課税実績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5－1 申告・課税状況」と「5－3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。